

●特定猟具使用禁止区域の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年8月16日

香川県知事 池田 豊人

| 名 称 | 区 域 | 存続期間 | 特定猟具の種類 |
|---------------|---|---------------------------|---------|
| 大部特定猟具使用禁止区域 | 小豆郡土庄町地内の林道嶮岨山線と橘川上流（西側）との交点を起点とし、同所から林道嶮岨山線を北東に進み林道嶮岨山線の終点に至り、同所から主要地方道土庄神懸線と町界との交点に向かって直線に進み主要地方道土庄神懸線と町界との交点に至り、同所から主要地方道土庄神懸線を南に進み園路（四方指園地）との2回目の交点（土庄町地内）に至り、同所から起点に向かって北西に直線に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 皇踏山特定猟具使用禁止区域 | 小豆郡土庄町地内の町道馬越滝宮線と町道滝宮6号線との交点を起点とし、同所から町道滝宮6号線を南に進み歩道との交点に至り、同所から歩道を東に進みハイキングコースとの交点に至り、同所からハイキングコースを南西に進み第1展望所に至り、同所からハイキングコースを北に進み皇踏山山頂に至り、同所から町道滝宮6号線に向かう歩道の終点に向かって北東に直線に進み町道滝宮6号線に向かう歩道の終点に至り、同所から起点に向かって北東に直線に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 尽誠特定猟具使用禁止区域 | さぬき市造田地内の主要地方道志度山川線と市道宮西川北線との交点を起点とし、同所から市道宮西川北線を南に進み市道長行支線との交点に至り、同所から市道長行支線を東に進み市道沢福長行線との交点に至り、同所から市道沢福長行線を南に進み市道脇宮西線との交点に至り、同所から市道脇宮西線を南西に進み主要地方道志度山川線との交点に至り、同所から主要地方道志度山川線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 鞍谷特定猟具使用禁止区域 | 高松市庵治町地内の市道宮東篠尾線と主要地方道高松牟礼線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松牟礼線を南に進み農道南海線との交点に至り、同所から農道南海線を西に進み南海上池東側堤防に至り、同所から南海上池東側堤防を南西に進み用心池北側堤防に至り、同所から用心池北側堤防を西に進み野山池の西側堤防を経て市道双股線との交点に至り、同所から市道双股線を西に進み市道庵治志度線との交点に至り、同所から市道庵治志度線を東に | 令和5年11月15日から令和10年11月14日まで | 銃器 |

| | | | |
|---------------------|---|-------------------------------|----|
| | 進み主要地方道高松牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道高松牟礼線を南に進み海岸線に至り、同所から海岸線を北に進み太鼓鼻を経て篠尾漁港臨港道路との交点に至り、同所から篠尾漁港臨港道路を西に進み市道宮東篠尾線との交点に至り、同所から市道宮東篠尾線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域 | | |
| 丸山特定猟具使用禁止区域 | 高松市庵治町地内の市道船隠2号線と主要地方道高松牟礼線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松牟礼線を南西に進み市道新丸山線との交点に至り、同所から市道新丸山線を南西に進み大谷川右岸との交点に至り、同所から大谷川右岸を北西に進み海岸線を経て市道船隠2号線との交点に至り、同所から市道船隠2号線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から 令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 御殿山特定猟具使用禁止区域 | 高松市庵治町地内の海岸線と主要地方道高松牟礼線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松牟礼線を南西に進み3号臨港道路との交点に至り、同所から3号臨港道路を西に進み根太鼻に至る海岸線との交点に至り、同所から根太鼻に至る海岸線を西に進み根太鼻を経て起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から 令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 香南台地特定猟具使用禁止区域 | 高松市香南町地内の主要地方道三木綾川線と主要地方道円座香南線との交点を起点とし、同所から主要地方道円座香南線（一部一般国道193号を重用）を南東に進み一般国道193号（通称旧道）に至り、同所から一般国道193号（通称旧道）を南に進み一般国道377号との交点に至り、同所から一般国道377号を西に進み主要地方道国分寺中通線との交点に至り、同所から主要地方道国分寺中通線を北に進み町道上千疋大谷池線との交点に至り、同所から町道上千疋大谷池線を北東に進み大谷池に沿って南東に進み一般県道千疋高松線との交点に至り、同所から一般県道千疋高松線を北に進み主要地方道三木綾川線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾川線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から 令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 大平パイロット地区特定猟具使用禁止区域 | 次の各標識を順次に結んだ直線及び標識第1号と標識第11号を結んだ直線により囲まれた区域 標識第1号 県営水道国分寺ポンプ場 標識第2号 高松市国分寺町新居字惣道3803-71地内の農道 標識第3号 高松市国分寺町新居字大平地内の休場池南側の農道三叉路 標識第4号 高松市国分寺町新居字大平3795-19南側の農道三叉路 標識第5号 高松市国分寺町新居字大平3795-31西側の農道終点 | 令和5年11月15日から 令和10年11月14日まで | 銃器 |

| | | | |
|------------------------|---|----------------------------------|-----------|
| | <p>標識第6号 高松市国分寺町新居字大平3793-15南側の農道交差点</p> <p>標識第7号 高松市国分寺町新居字大平3793-29東側の農道三叉路</p> <p>標識第8号 高松市国分寺町新居字大平3793-82東側の農道交差点</p> <p>標識第9号 高松市国分寺町新居字大平3793-127地内の農道三叉路</p> <p>標識第10号 高松市国分寺町新居字赤谷3783-4地内の農道の最北端</p> <p>標識第11号 高松市国分寺町新居字赤谷地内の小笠原池</p> | | |
| <p>丸亀・坂出特定猟具使用禁止区域</p> | <p>坂出市江尻町地内の市道坂江橋林田線と主要地方道高松善通寺線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松善通寺線を西に進み一般県道丸亀琴平観音寺自転車道線との交点に至り、同所から一般県道丸亀琴平観音寺自転車道線を南東に進み一般県道岡田丸亀線との交点に至り、同所から一般県道岡田丸亀線（一部通称旧道使用）を南東に進み一般国道438号との交点に至り、同所から一般国道438号を南に進み主要地方道長尾丸亀線との交点に至り、同所から主要地方道長尾丸亀線を西に進み主要地方道善通寺綾歌線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺綾歌線を南西に進み主要地方道丸亀三好線との交点に至り、同所から主要地方道丸亀三好線を北に進み善通寺市と丸亀市との境界に至り、同所から善通寺市と丸亀市との境界に沿って南西に進み市道稲木木徳線と市道向井東宮線との交点に至り、同所から市道向井東宮線を北西に進み主要地方道善通寺府中線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺府中線を南西に進み一般県道原田琴平線との交点に至り、同所から一般県道原田琴平線を北に進み市道田村町太井巴田線との交点に至り、同所から市道田村町太井巴田線を北に進み一般国道11号との交点に至り、同所から一般国道11号を南西に進み金倉川右岸との交点に至り、同所から金倉川右岸を北に進み昭和町西側護岸との交点に至り、同所から昭和町西側護岸を北に進み昭和町北側護岸に至り、同所から昭和町北側護岸を北東に進み昭和町北側護岸東端に至り、同所から蓬萊町北側護岸西端に向かって直線に進み蓬萊町北側護岸西端に至り、同所から蓬萊町北側護岸を北東に進み蓬萊町北側護岸東端に至り、同所から富士見町北側護岸東端に向かって直線に進み富士見町北側護岸東端に至り、同所から土器地区北側護岸西端に向かって直線に進み土器地区北側護岸西端に至り、同所から土器地区北側護岸を北東に進み土器地区北側護岸東端に至り、同所から宇多津町浜・北側護岸西端に向かって直線に進み宇多津町浜・北側護岸西端に至り、同所から宇多津町浜・北側護岸を北東に進み大東川左岸最北端に至り、同所から大東川右岸最北端に向かって直線に進み大東川右岸最北端に至り、同所から宇多津町吉田西側護岸南端に向かって直線に進み宇多津町吉田西側護岸南端に至り、同所から宇多津町吉田西側護岸に沿って北に進み宇多津町と坂出市との境界に至り、同所から宇多津町と坂出市との境界を東に直線に進み一般県道瀬居坂出港線との交点に至り、同所から一般県道瀬居坂出港線</p> | <p>令和5年11月15日から令和10年11月14日まで</p> | <p>銃器</p> |

| | | | |
|---------------|--|---------------------------|----|
| | を東に進み四国電力株式会社坂出發電所東側境界との交点に至り、同所から四国電力株式会社坂出發電所東側境界に沿って南東に進み海岸線（番の洲地区南側護岸）に至り、同所から綾川左岸最北端に向かって直線に進み綾川左岸最北端に至り、同所から綾川左岸に沿って南東に進み市道坂江橋林田線との交点に至り、同所から市道坂江橋林田線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、丸亀市田村町地内の田村池及び太井池（池敷を含む）の区域は除く。 | | |
| 金倉川特定猟具使用禁止区域 | 善通寺市金蔵寺町地内の市道西六条川添線と金倉川左岸（六条橋西詰）との交点を起点とし、同所から市道西六条川添線を東に進み金倉川右岸（六条橋東詰）に至り、同所から金倉川右岸を上流に向かって進み主要地方道岡田善通寺線との交点（象郷橋東詰）に至り、主要地方道岡田善通寺線を西に進み金倉川左岸（象郷橋西詰）に至り、同所から金倉川左岸を下流に向かって進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 栗野池特定猟具使用禁止区域 | 善通寺市大麻町地内の主要地方道岡田善通寺線と市道生野大麻2号線との交点を起点とし、同所から市道生野大麻2号線を南東に進み市道大麻中土居2号線との交点に至り、同所から市道大麻中土居2号線を南西に進み市道中土居栗野線との交点に至り、同所から市道中土居栗野線を南西に進み市道大麻栗野線との交点（谷川橋南詰）に至り、同所から市道大麻栗野線を西に進み市道中土居谷田線との交点に至り、同所から市道中土居谷田線を北東に進み主要地方道岡田善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道岡田善通寺線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から令和10年11月14日まで | 銃器 |
| 仁池特定猟具使用禁止区域 | 観音寺市池之尻町地内の農道と市道中下線との交点を起点とし、同所から市道中下線を南東に進み市道道下千田線との交点に至り、同所から市道道下千田線を南東に進み市道池之尻小立岡線との交点に至り、同所から市道池之尻小立岡線を南東に進み仁池東側堤防との交点に至り、同所から仁池東側堤防を南西に進み農道（市道出作野田線に通じる）との交点に至り、同所から農道を南東に進み市道出作野田線との交点に至り、同所から市道出作野田線を北西に進み市道母神出晴線との交点に至り、同所から市道母神出晴線を南に進み市道栗井駅南線との交点に至り、同所から市道栗井駅南線を北西に進み市道側道木之郷本大線との交点に至り、同所から市道側道木之郷本大線を北東に進み農道（市道中下線に通じる）との交点に至り、同所から農道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域 | 令和5年11月15日から令和10年11月14日から | 銃器 |